

平成 22 年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）により、次の 2 事業を実施します。

## 1．高齢者の心身状態の適正な評価方法の開発に関する調査研究事業

### 1) 事業目的

要介護認定は、介護保険の入口であり、その後のサービス量等を定める重要な位置づけである。要介護認定は、コンピューターによる一次判定と、その判定結果をもとに、複数の有識者等による介護認定審査会による二次判定とで構成されているが、一次判定における判定ロジックは、高齢者の心身の状態に係るデータを収集した「高齢者介護実態調査」の結果を用いて作成されている。同調査における高齢者の心身状態の評価方法は、心身状態と介護サービス量との関連性を評価するものであるが、介護施設の職員が入所高齢者へ提供する介護サービスを測定した調査（「1 分間タイムスタディ調査」及び「高齢者状態像調査」）に基づいて評価・分析されたものとなっている。

なお、1 分間タイムスタディとは、調査対象者であるサービス提供者が、連続する 48 時間、1 分ごとにどのような業務を行っているのかについて調査を行うといった、膨大な作業量を伴う調査手法である。

一方、在宅の高齢者に提供される介護サービスについては、信頼性の高い調査による評価・分析が実施されていないのが実状である。しかしながら、高齢化の進展により在宅の要介護高齢者は急増しており、高齢者の生活の質を重視する観点からも在宅での介護サービスの重要性は、一層高まってきている。

以上の状況のもと、本事業では、在宅及びグループホームの高齢者に提供される介護サービスについて、精度の高い調査測定方法の可能性とその方法論を実証的に検討し、在宅における要介護高齢者の心身状態について、より適正な評価方法の開発を行うことを目的とする。

### 2) 事業内容

検討委員会を設置し、在宅の要介護高齢者の心身状態の評価方法について調査仮説を設定し、調査客体の抽出、調査内容・方法について検討を行う。また、調査結果について評価方法の調査仮説に基づき評価・検証する。

調査内容は、介護施設（特養等）、グループホーム、在宅における要介護高齢者に対して、介護サービスの提供量を測定する 1 分間他計式タイムスタディ調査（連続 48 時間）と 高齢者の心身状態等を評価する高齢者状態像調査の 2 調査を実施する。調査対象者数は、全体で 150 人程度とする。

#### 1 分間他計式タイムスタディ調査

- ・調査期間（連続 48 時間）において要介護高齢者に対して介護者等が提供する介護サービス量（ケア時間等）を測定する。
- ・測定は、調査員による他計式調査とする。

### 高齢者状態像調査

- ・既存の認定調査項目（心身状態）、家族状況、住宅条件、等の調査項目とする。
- ・日常的にケアを行っている介護者又は調査員（介護支援専門員等）による調査票記入とする。

### 3) 事業の効果及び活用方法

要介護認定調査検討会（厚生労働省研究会）等において、今後、在宅での要介護高齢者の心身状態について評価方法を見直しする際に、「高齢者介護実態調査」の調査設計の段階で、当事業により提案（開発）された評価方法を活用することができる。

## 2. 介護予防事業の推進に関する調査研究事業

### 1) 事業目的

平成 18 年度には、できる限り要支援・要介護状態にならない、あるいは、重度化しないよう「介護予防」を重視したシステムの確立を目指した制度の見直しが行われ、見直しにおいては、要支援 1, 2 といった軽度な要支援者が要介護 1 ~ 5 といったより重度の状態に移行することを防止する観点から「新予防給付」を創設された。また、要支援・要介護になる可能性の高い特定高齢者やその予備軍である全ての高齢者に対して介護予防事業（地域支援事業）を創設されている。

平成 22 年度には、これらの介護予防システムを導入して 5 年目となるが、導入以降 4 年間の経緯において、いくつかの課題点が明らかになりつつあるところである。

これらの課題に対応し、より効果的・効率的な介護予防事業の実施方法等を検証するため、全国の市町村において、介護予防実態調査分析支援事業（厚生労働省補助金）が実施されている。当該事業では、平成 18 年度から 21 年度までに実施された継続的評価分析等事業から得られた成果等を踏まえ、より高い効果が見込まれる介護予防事業のモデル事業を、全国 43 市町村で実施し、併せて当該サービスを受けた高齢者の状況等を定期的に調査し、その効果等について検証を行うこととしており、厚生労働省は、この事業における検証結果を踏まえ、第 5 期介護保険事業計画期間より、より効果的・効率的な介護予防事業を全国的に導入することとしている。

当事業では、上記の行政の状況を踏まえた上で、今後の介護予防のあり方及び具体的サービスについて一定の結論を出すことを最終目的としている。さらに、その最終目的の達成のために、以下のような小目的を設定する。

介護予防実態調査分析支援事業において収集された「介護予防事業」に係る情報を、科学的に分析するための方法論等を検討する。

今後の介護予防の展開に資する介護予防に係る科学的知見（エビデンス）を収集し、分析を行う。

### 2) 事業内容

介護予防の総合的評価・分析に関する研究

平成 22 年度の介護予防実態調査分析支援事業では、43 参加市町村からデータ収集が行われる予定。

収集されたデータについて、専門家等からなる委員が、介護予防の効果等の分析に必要なデータの整理を下記の観点から行うこととする。

- ・ 予防効果の分析方法の検討（特定高齢者施策、一般高齢者施策）
- ・ サービス・属性ごとの予防効果に係る分析方法の検討等

介護予防に係る科学的知見の収集及び分析

運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上、認知症予防・支援、閉じこもり予防・支援、うつ予防・支援の 6 分野ごとの小委員会で一次的な収集及び分析を行った結果に基に取りまとめを行う。

- ・ 平成 20 年度に作成された科学的な Analytic Framework を元に、エビデンスの収集を実施する。

### 3) 事業の効果及び活用方法

「今後の介護予防サービスのあり方について」の本事業の最終報告書は、市町村等において、第 5 期介護予防事業計画に備えた準備に活用されることとなる。

加えて、本事業の報告書は、自治体で行う介護予防に係る評価において、客観的評価指標や参考事例を提供することができ、行政への貢献も大きいと考えられる。